

道新ボランティア奨励賞について

道内の恵まれない人たちへの社会福祉事業を、道民みんなの善意と協力によって盛り上げていこうと1965年（昭和40年）4月、財団法人北海道新聞社会福祉振興基金が設立されました。

以来、道民のみなさまの暖かいご協力とご理解によって、善意の寄付は、すでに約35億円に達しています。寄付金は福祉施設の建設、増改築などに長期低利で融資しているのをはじめ、母子家庭や児童養護施設などから学校へ通う生徒に対しての奨学金助成、歳末たすけあい助成金等広い範囲に活用されています。

これらの事業のほかに、当基金の使命である地域福祉活動をさらに充実させるため、1977年度（昭和52年度）から「道新ボランティア奨励賞」を設け、ボランティア活動を支援しています。

奨励賞はいわゆる顕彰ではなく、あくまでも助成、奨励を目的としたもので、これをきっかけに道内におけるボランティア活動の輪が広がり、地域住民の福祉への関心が一段と高まると同時に、道民の福祉活動への積極的な参加促進を期待しています。

2017年（平成29年）4月1日

公益財団法人 北海道新聞社会福祉振興基金
理事長 広瀬 兼三

道新ボランティア奨励賞規程

公益財団法人 北海道新聞社会福祉振興基金
株式会社 北海道新聞社
社会福祉法人 北海道社会福祉協議会

(目的)

第1条 道新ボランティア奨励賞(以下「奨励賞」という)は、北海道新聞社会福祉振興基金(以下「道新福祉基金」という)が積極的にボランティア活動を行っているグループに贈り、その活動を奨励するとともに本道の社会福祉の向上を支援することを目的とする。

(対象)

第2条 奨励賞は、一般奨励賞として、道内で社会福祉分野、及び市民活動分野で過去5年以上、積極的にボランティア活動を推進してきたグループで、現在も活動しているもの。また、特別奨励賞として、個別のボランティアグループをとりまとめた広域ボランティア連絡協議会等の組織についても、選考のうえ贈呈する。原則として、個人は対象としない。またNPO法人については介護保険事業等の公費が財源の一部となっている事業、収益性の高い事業を除く福祉関係等のボランティア活動の取り組みを対象とする。

(推薦方法)

第3条 北海道社会福祉協議会は、第2条に該当するグループの推薦書を取りまとめ、道新福祉基金に推薦するものとする。

(選考方法)

第4条 贈呈対象の審査、選考については、道新ボランティア奨励賞審査会(以下「審査会」という)が行い決定する。

(審査会の構成と運営)

第5条 審査会は、北海道新聞社、道新福祉基金、北海道社会福祉協議会など関係団体代表および学識経験者の委員をもって構成し、審査会の運営については、別途定める。事務局は、道新福祉基金に置く。

(発表・贈呈)

第6条 贈呈対象の発表は、北海道新聞紙上で行い、全道のボランティア活動行事の席上で贈呈する。

(金額)

第7条 奨励賞の贈呈金額は、一般奨励賞については1件25万円、特別奨励賞については1件50万円とし、原則として10件以内とする。

(使途報告義務)

第8条 奨励賞を受けたものは、その使途と成果についての報告書を、別に定める様式により道新福祉基金に提出しなければならない。

(その他)

第9条 同一団体に対する奨励賞は、原則として1回限りとする。